

## 令和5(2023)年度科学研究費助成事業における補助条件等の主な変更点について

## 「学術図書」補助条件(令和5(2023)年度)の主な変更点

令和4(2022)年度交付決定時	令和5(2023)年度交付内定時
<p>(略)</p> <p>1 総則</p> <p>(略)</p> <p>【補助事業の健全性・公正性(研究インテグリティ)の確保等】</p> <p>1-4 代表者は、<u>科研費による補助事業を行うに当たり、自身の研究活動等の透明性を確保し、説明責任を果たすために必要な取組を行わなければならない。</u></p> <p>また、補助事業において、不正使用(故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用)、不正受給(偽りその他不正な手段による研究費の受給)若しくは不正行為(発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用)が行われること、又は関与することがあってはならない。</p> <p>2 補助金の使用</p> <p>(略)</p> <p>3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 総則</p> <p>(略)</p> <p>【補助事業の健全性・公正性(研究インテグリティ)の確保等】</p> <p>1-4 代表者は、<u>科学者に求められる行動規範を遵守するとともに、自身の研究活動等の公正性及び透明性を確保し、科研費に関わる活動の説明責任を果たすために必要な取組を行わなければならない。</u></p> <p>また、補助事業において、不正使用(故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用)、不正受給(偽りその他不正な手段による研究費の受給)若しくは不正行為(発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用)が行われること、又は関与することがあってはならない。</p> <p>2 補助金の使用</p> <p>(略)</p> <p>3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)</p> <p>(略)</p>

<p>4 実績の報告</p> <p>(略)</p> <p>5 その他</p> <p>(略)</p>	<p>4 実績の報告</p> <p>(略)</p> <p>5 その他</p> <p>(略)</p> <p><b>【研究成果の国際発信】</b>  <u>5-7 代表者は、補助事業の遂行に当たり、得られた成果の積極的な国際発信に努めなければならない。</u></p>
---	--

「学術図書」の補助条件の留意事項及び関係書類の提出について（令和5（2023）年度）の主な変更点

令和4（2022）年度交付決定時	令和5（2023）年度交付内定時
<p>1 総則</p> <p>(略)</p> <p>2 補助金の使用</p> <p>(略)</p> <p>3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等）</p> <p>(略)</p> <p>※ 応募時に提出した「完成した原稿等」については、<u>校正の範疇を超えて修正することはできません。ただし、応募者及び出版社等の意思とは関係ない外的要因の発生により内容を変更する必要が生じた場合は、日本学術振興会に事前に相談すること。</u></p> <p>4 実績の報告</p> <p>(略)</p>	<p>1 総則</p> <p>(略)</p> <p>2 補助金の使用</p> <p>(略)</p> <p>3 補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等）</p> <p>(略)</p> <p>※ 応募時に提出した「完成した原稿等」については、<u>校正（誤植や体裁の誤り等の修正）の範疇を超えて修正することはできません。</u></p> <p>4 実績の報告</p> <p>(略)</p>

<p>5 その他</p> <p>(略)</p> <p>(3) 印税の取扱【補助条件 5-3】  補助金の交付を受けて刊行する図書にかかる印税の取扱いは「<u>無印税</u>」とし、<u>著者・編者・著作権者等に一切の利益が生じないようにしなければなりません。</u></p> <p>ただし、補助金の交付を受けて刊行した当初の予定冊数についての販売が終了し、<u>更に増刷する必要が生じた場合はこの限りではありません。</u></p>	<p>5 その他</p> <p>(略)</p> <p>(3) 印税の取扱【補助条件 5-3】  補助金の交付を受けて刊行する図書にかかる印税の取扱いは<u>紙媒体・電子媒体を問わず「無印税」とし、著者・編者・著作権者等に一切の利益が生じないようにしなければなりません。</u></p> <p>ただし、補助金の交付を受けて刊行した当初の予定冊数についての販売が終了し、<u>更に増刷する必要が生じた場合も同様となります。</u></p>
--	---